

令和2年1月

2019年10月以降保険始期用

日本ハムグループ社員の皆様へ



団体割引の適用により保険料が割安になります。

今回ご案内の「ゴルファー保険」は団体契約です。団体契約は加入される人数により該当の団体割引が適用されます。

ご案内のご契約タイプは、被保険者（保険の補償を受けられる方）数が1,000名以上であることを前提として、30%の団体割引が適用されています。

被保険者数が1,000名に満たなかった場合には割引率が変更されます。

この場合、保険料はそのまま、保険金額を引き下げるにより調整を行います。

今回ご案内するゴルファー保険の制度は、

日本ハム株式会社を保険契約者、日本ハムグループ社員およびご家族の方を被保険者とする団体契約です。  
(日本ハムグループ社員およびご家族の方以外はこの制度に加入することができません。)

日本ハム株式会社は、日本ハムグループ社員の皆様に本制度をご案内し、加入を希望される方からの保険契約申込書(加入依頼書等)を取りまとめて共栄火災海上保険株式会社との間で保険契約を締結いたします。

募集期間は

令和2年2月1日から  
令和2年2月28日までです

保険期間は

令和2年3月26日から令和3年3月26日(午後4時)  
までの1年間となります。

ご加入方法ならびにご加入手続き締切日

ご加入方法

所定の保険契約申込書(加入依頼書等)に必要事項をご記入いただき、**押印の上、日本ハム株式会社(日本ハムビジネスアソシエ)**宛にお送りください。

ご加入される契約タイプの年間保険料を一括払いで給与から引き去ります。

ご加入手続きの締切日は 令和2年2月28日(金)となっております。

保険契約申込書(加入依頼書等)は2月28日まで日本ハム株式会社(日本ハムビジネスアソシエ)宛必着。

※保険料のお支払い方法については、一括払いとなります。

日本ハム(株)・販社グループ：令和2年5月給与から引去

その他のグループ会社：令和2年4月給与から引去

■約款冊子の内容は共栄火災ホームページでご覧いただけます。

ネットで約款!(Web約款)  
地球環境を守るため  
あなたもエコしませんか?  
<http://yakkan.kyoelkasai.co.jp>





# ゴルファー保険

## 4つの充実補償



### ゴルフ賠償責任

……他人に対する賠償責任

日本国内外でのゴルフの練習、プレーまたは指導中、およびこれらに付随してゴルフ場・ゴルフ練習場構内において通常に行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為中に、誤って他人(キャディを含みます。)にケガをさせたり、他人の物を壊して損害を与え法律上の賠償責任を負った場合に支払限度額を限度として保険金をお支払いします。

(注)被保険者ご本人が責任無能力者である場合には、その方のおこした事故に限り、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わってその方を監督する者(親族に限ります。)を被保険者に含みます。



### ゴルファー傷害

……ゴルファー自身のケガ

日本国内外のゴルフ場・ゴルフ練習場構内において、ゴルフの練習、プレーまたは指導中およびこれらに付随して通常に行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為中に、お客さまご自身が急激かつ偶然な外来の事故※によりケガをされたり、そのケガがもとで亡くなられたとき、保険金をお支払いします。

※「急激かつ偶然な外来の事故」とは、下記3項目を全て満たす場合をいいます。

- 急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと
- 偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの
- 外来性＝身体の外からの作用によるもの

〈上記3項目に該当しない例〉日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折、骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛(反復性の原因によるもの)、疾病などは「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しないため、保険金支払の対象となりません。

(注)すでに存在していた身体の障害や病気(骨粗しょう症を含みます。)の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金(保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。)をお支払いします。(ケガの原因が病気のみ起因する場合は保険金支払の対象とはなりません)。



### ゴルフ用品損害

……ゴルフ用品の盗難またはゴルフクラブの破損・曲損

日本国内外のゴルフ場・ゴルフ練習場構内において発生した、お客さまが所有する加入者証記載のゴルフ用品の盗難またはゴルフクラブの破損・曲損の損害を、保険金額を限度として時価※でお支払いします。

※「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な額から使用や経過年数などに応じた消耗分を控除した額をいいます。

(注1)ゴルフ用品とは、ゴルフクラブ、ゴルフボール、ゴルフシューズ、ゴルフバッグ、その他のゴルフ用に設計された物(ゴルフの競技・練習に使用されるゴルフ用品)のほか、被服類およびそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、携帯電話、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は除きます。

(注2)ゴルフボールの盗難は、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限り保険金支払の対象となります。また、ゴルフクラブ以外のゴルフ用品(バック等)の破損・曲損は保険金支払の対象となりません。





# ホールインワン・アルバトロス費用

……ホールインワンまたはアルバトロスを達成したとき

日本国内のゴルフ場で、ゴルフプレー中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、お客さまが慣習として出費を余儀なくされる次の費用を保険金額を限度としてお支払いします。

- 贈呈用記念品購入費用 ●祝賀会費用 ●記念植樹費用
- 同伴キャディに対する祝儀 等



～ 対象となるホールインワンまたはアルバトロスとは ～

- ① 9ホール以上を有する日本国内のゴルフ場(有料)で達成されたものであること
  - ② パー35以上の9ホール(ハーフ)またはパー35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドして達成したものであること
  - ③ 原則としてキャディ付で同伴競技者1名以上とラウンドして達成したものであること
  - ④ 達成者がゴルフの競技または指導を職業としている方でないこと
- …が条件です。

## 保険金のお支払いは次のいずれかに該当する場合に限ります。

(1)ホールインワンまたはアルバトロスを次のア・イ. の両方が目撃した場合

(公式競技の場合は、ア・イ. のいずれかの方が目撃した場合)

ア. 同伴競技者

イ. 同伴競技者以外の第三者(下記の方をいいます。)

- ・同伴キャディ ・ゴルフ場使用人 ・公式競技参加者 ・公式競技の競技委員 ・ゴルフ場に入入りする造園業者、工業者
- ・ゴルフ場内の売店運業者 ・ワンオンイベント業者 ・先行・後続のパーティのプレーヤー\*

など

※被保険者が参加するゴルフコンペのプレーヤーが目撃した場合も対象になります。

(2)ホールインワンまたはアルバトロスの達成が、記録媒体に記録された映像等により客観的に確認できる場合

## ホールインワンまたはアルバトロスを達成された際には次の書類が必要です。

(1) 共栄火災所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書

次のア.～ウ. に掲げるすべての方\*が署名または記名押印したホールインワンまたはアルバトロス証明書

※公式競技の場合は、ア. またはイ. のいずれかの方およびウ. の方

ホールインワンまたはアルバトロスの達成が、記録媒体に記録された映像等により客観的に確認できる場合は、ア. おおよびウ. の方

ア. 同伴競技者

イ. 同伴競技者以外の第三者(上記に記載のとおり)

ウ. 被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場の責任者

(2) 費用の支払いを証明する領収書またはその代わりとなる請求書・納品書

(3) 同伴競技者アテスト済みのスコアカード

(4) その他共栄火災が必要とする資料

### (ご注意)

○キャディを同伴していない「セルフプレー中」に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払の対象とはならない場合がありますのでご注意ください。

(注)セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、ゴルフ場使用人や先行・後続のパーティのプレーヤー等の同伴競技者以外の第三者の方がホールインワンまたはアルバトロスを目撃し、署名または記名押印した証明書が得られる場合等に限りて保険金支払の対象となります。

○複数の保険にご加入いただいても、お支払いする保険金は最も高い保険金額が限度となります。



## ご契約タイプ

下表の A1～Y1 のタイプからいずれかお選びください

### ご契約タイプ(年間保険料)

〈保険期間:1年間〉

補償の種類		A1	B1	C1	D1	X1	Y1
		3,600円	4,800円	6,000円	7,200円	9,600円	13,200円
ゴルフ賠償責任*	支払限度額 (保険金額)	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
ゴルファー傷害		340万円	392万円	449万円	503万円	612万円	974万円
ゴルフ用品損害		20万円	24万円	28万円	32万円	40万円	50万円
ホールインワン・アルバトロス費用		20万円	30万円	40万円	50万円	70万円	100万円

※ゴルフ賠償責任の自己負担額は0円です。

(注)ゴルフの競技または指導を職業としている方は、ホールインワン・アルバトロス費用を補償するお引受けはできませんので、上記タイプ以外でのお引受けとなります。詳しくは取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

### ご加入の際のご注意

#### <補償の重複について>

ゴルフ賠償責任、ゴルフ用品損害、ホールインワン・アルバトロス費用の各補償につきましては、「同様の補償を行う他の保険契約(共済契約を含みます)、特約」がある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえ、ご加入ください。

#### ●告知義務(ご加入時に共栄火災に重要な事項を申し出いただく義務)

ご加入者には、ご加入に際し、共栄火災が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。

この保険では保険契約申込書(加入依頼書等)に★印が付された次の項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

○保険の補償を受けられる方(以下「被保険者」といいます。)のゴルフプロ・職業指導者、アマチュアの区分

○他の同種の保険契約

#### ●死亡保険金受取人の指定

死亡保険金は原則として被保険者の法定相続人にお支払いします。

### ご加入後のご注意

#### ●通知義務(ご加入後に契約内容に変更が生じた場合に共栄火災に連絡していただく義務)

ご加入者には、ご加入後に、告知事項のうちの一部の事項に変更が生じた場合に、遅滞なくご通知いただく義務(通知義務)があります。変更が生じた場合には、ただちに取扱代理店または共栄火災にご通知ください。ご通知がないと、ご契約が解除され保険金をお支払いできないことがあります。

この保険では保険契約申込書(加入依頼書等)に☆印が付された次の項目がご通知いただく事項(通知事項)となりますので、ご注意ください。

○被保険者のゴルフプロ・職業指導者、アマチュアの区分

### 万一事故が起きたら・・・

事故が発生したときは、すみやかに取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。なお、ご連絡が遅れますと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

●ゴルフクラブを破損・曲損された場合には、破損・曲損したクラブの現物または写真が必要です。

●ゴルフ用品が盗難にあった場合は、必ず警察にお届けください。

### 代理請求制度について

～ご家族の方にも保険の加入内容についてお知らせください～

この保険では、被保険者が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居する配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。

万一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要(保険会社名、お支払いする保険金の種類など)をお知らせいただきますようお願いいたします。

# 保険金のお支払いについて

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない 主な場合
ゴルフ賠償責任	日本国内外でのゴルフの練習、プレーまたは指導中、およびこれらに付随してゴルフ場・ゴルフ練習場構内で通常に行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為中に、誤って他人（キャディを含みます。）にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の賠償責任を負担されたとき	<p>①損害賠償金：被保険者（保険の補償を受けられる方）が被害者への賠償債務の弁済のために支払う金額（支払方法）被害者へ賠償債務を弁済したときに、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。</p> <p>②損害防止費用：損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる費用および権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用（支払方法）損害賠償金と合算して、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。</p> <p>③応急手当等費用：損害防止費用を支出後に賠償責任が発生しなかったことが判明した場合に、応急手当、護送、診療、治療、看護その他の緊急措置のために要した費用および保険会社の書面による同意を得て支出した費用（支払方法）損害賠償金と合算して、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。</p> <p>④争訟費用：損害賠償に関する争訟について、訴訟、弁護士報酬、仲裁、和解、調停に要した費用または権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用（支払方法）支払限度額の外枠でお支払いします。ただし、損害賠償金が支払限度額を超えた場合には、その割合に応じてお支払いします。</p> <p>⑤保険会社への協力費用：保険会社が直接被害者と折衝する場合に、被保険者が協力するに際して支出した費用（支払方法）支払限度額の外枠でお支払いします。</p> <p>⑥示談交渉費用：損害賠償責任の解決について、被保険者が共栄火災の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用（支払方法）支払限度額の外枠でお支払いします。</p>	<p>保険契約者・被保険者（保険の補償を受けられる方）の故意による賠償責任/貸しクラブやゴルフ場のゴルフカート等の他人から借りたり、預かっていたりしている物に対する賠償責任/被保険者と同居する親族に対する賠償責任/戦争・暴動・天災などに起因する賠償責任</p> <p style="text-align: right;">など</p>
ゴルフアーク傷害	日本国内外のゴルフ場・ゴルフ練習場構内において、ゴルフの練習、プレーまたは指導中、およびこれらに付随して、通常に行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為中に、お客様ご自身が急激かつ偶然な外来の事故により、ケガをされたり、そのケガがもとで亡くなられたとき	<p>■死亡保険金：ケガを直接の原因として、事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡されたときは、保険金額の全額 (注)すでに、後遺障害保険金をお支払いしている場合は、保険金額からその金額を差し引いた額をお支払いします。</p> <p>■後遺障害保険金：ケガを直接の原因として事故の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じたときは後遺障害の程度に応じて保険金額の 4%～100% (注)保険期間を通じ、保険金額が限度となります。</p> <p>■入院保険金：左記の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて 180 日以内に入院された場合、入院日数 1 日につき保険金額の 1.5/1000 の額 ただし、事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。</p> <p>■通院保険金：左記の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて 180 日以内に通院された場合、90 日を限度として、通院日数 1 日につき保険金額の 1/1000 の額なお、被保険者が通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場合において、所定の部位<sup>※1</sup>を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等<sup>※2</sup>を常時装着したときは、その日数について保険金をお支払いします。</p> <p>※1 所定の部位とは、肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の3大関節部分、長管骨、脊柱、肋骨(ろっこつ)、胸骨等の保険約款に記載の部位をいいます。</p> <p>※2 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレまたはシーネおよびこれらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨(ろっこつ)固定帯、サポーター等は含まれません。</p>	<p>保険契約者・被保険者（保険の補償を受けられる方）・保険金受取人の故意または重大な過失/被保険者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為/被保険者の脳疾患・疾病・心神喪失/地震・噴火・津波・戦争・暴動/むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見<sup>※</sup>のないもの ※医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p> <p style="text-align: right;">など</p>

